

無視されることになるからである」
といふだけでは論証としてはなお不
十分といえるのではないか。

四 最後の第五章は「官公労働法
の改正問題」に当てられている。こ
こでは、まず最初に昭和四八年九月
三日の第三次公務員制度審議会答申
がとり上げられ、その労働基本権思
想について批判的検討が加えられ
る。次いで最近、いわゆる財政危機
が喧伝される中で給与切下げ問題を
はじめ種々の問題が露呈している自
治体労働者の労働基本権に関し、主
要な問題点を整理した上で法改正に
向けての基本的視野を論じている。
そして最後は最近の（といふより、
今日ではすでに四、五年前の）法改
正試案の多くにみられた、いわゆる
条件付スト・権付与論の分析・批判で
しめくづかれている。

結論を先にいうならば、著者の官
公労働者の争議権のあり方に関する
基本的な考え方は、労働基本権尊重
II 必要最小限制約を基本とし、その
制約の論理は「国民生活論」以外は
ない、といふものである（ところで
このような国民生活論は周知のよう
に、かつての最高裁の全通東京中郵

判決の論理に他ならないが、著者は
前述のように同判決を「近代的公共
の福祉論」として批判しているので
あるから、著者の「国民生活論」と
東京中郵判決のそれとがどのように
違うものであるかが説明されなければ
ばなるまい）。その限りで著者の構
想によれば、官公労働者の争議権付
与にあたっては、「『国民生活』上の
不利益の性質・程度と対応し、それ
にふさわしいスト・規制方法」が伴う
ことになる。

いわゆる無条件スト・権付与論につ
いて著者は、「はたして他人の生存
までを危険におとし入れる争議行為
に対する一定の制約までも違憲と評
価しうるか、自己抑制論は、立法問題
が緊急の課題となつており、かつ國
民世論の形成が必要不可欠となつて
いる現段階で、有効かつ説得的論理
たりうるか、すべての規制が認めら
れないとするならば、現行労調法上
が、それは理論的に可能か、またそ
うであったとしても、現在のわが国
の労働運動の実態からみて、それの
実現はほとんど期待できないのでは
ないか等、理論的にもまた運動論と

しても再検討されなければならない
点を多く含んでいる」という。然ら
ば著者はいかなるものを「ふさわし
いスト・規制方法」と考へてゐるの
か、それはいわゆる「条件付スト・権
付与論」とどのように違うのかが当
然に問わることになるが、著者は
各種の条件付与論が何れも争議行
為抑止論であり、必要最小限制約の
原則に反するものと批判した上で、
結局、「現行の労調法の緊急調整制
度および予告制度の改正を前提とし
た労調法の適用が……合理性を維持
するための最低線」であるという。

こうした見解なり構想の基本線は
その後の国鉄労組の「立法要求」（昭
五三）に具体化されており、そこにも
著者の現実感覚と研究と実践の統一
という姿勢を見出すことができる。

判・二八六頁・三三〇〇円）

早川征一郎・松井朗著 『公務員の賃金』

舟橋尚道
(法政大学教授)

本章で検討・批判の対象となつた公
務員答申や各種の法改正試案がどう
いるものであるかの説明がほとんど
されていない。研究者あるいは官公
労働関係の当事者は別として、一般
読者にとっては、少なくとも現時点
でその検索を求めるることは無理なは
ずであるから、せめて付録としてで
もこれらの資料が掲げられねばなら
なかつたではなかろうか。著者自
身が官公労働法の改正問題につ
て、一般世論の動向をとくに重視し
ており、また本書はそうした観点か
らも広く国民各層に一読してほしい
内容のものであるだけに、この点に
ついての今一つの配慮が欲しかつた
と思う。（総合労働研究所刊・A5
判・二八六頁・三三〇〇円）

なお、あえて欲を言えば、とくに
公務員の賃金は、わが国の賃金決
定に大きな影響を与えていたつ
かわらず、その研究の蓄積はいたつ
て貧弱であった。それを専門的に取

扱った書物も一、二冊を数えるにすぎない。

ところが近年にいたつて公務員賃金は、ジャーナリズムその他で大きくなる問題にされる機会が増加した。たとえば地方財政危機と関連して、地方公務員の賃金が高すぎるという非難や、生涯賃金を官民比較した場合は、公務員賃金は民間よりも高いといった議論がそれである。

そこでいわれているような事実が果してあるのかどうかということは、必ずしも厳密に実証的に検討されてきたとはいえない。これらの問題の検討を含めて、公務員賃金を精密に分析する書物の公刊が望まれてことによって、永年の渴望がいやされれる思いがしているのは筆者だけではないと思われる。

本書は、まず序章で「戦前における官吏の給与問題」をとりあげる。

ついで第一章で「戦後公務員制の成立と賃金問題」、第二章で「人事院勧告下の公務員賃金」が分析される。さらに第三章では「公務員賃金の現状と問題点」、第四章で「人労の現状と問題点」、第五章で「政府賃金決定の社会的影響」が究

明され、終章で「公務員賃金の将来展望」がここにみられている。

このように、本書では、公務員賃金に関連したあらゆる重要な問題点が網羅的に検討されているといってよい。

以上のような問題を分析するため

の基本的視点は、「はじめに」のところ述べられているように「(1)公務員賃金問題を、公務員制度とその

あり方の問題と切り離すことなく結合して考察すること、(2)公務員賃金を、その他の労働諸条件・労働基本権問題との関連に留意しながら考察

して、国は賃金決定において人効の影響が実証的に明確にした点である。わが

第三は人事院勧告の社会的影響を

克服する高次元の主張を行う必要があるといえるのではないか。

以上のように本書は、問題の研究に多科学的接近の手法を適

用されたといつてよい。

本書でとくに印象深く思われた点は、第一に人事院勧告の変せんが克明に辿られており、このように人効を通観してその中味を分析するところみははじめてのことである。

第二は号俸決定や、昇給・昇格等

の具体的な運用の実態を詳細に解説し、さらに「財政問題と公務員給与」「生涯賃金論と公務員給与」など、近年公務員に対して批判が行われている問題点について説得力ある反論を展開していることである。今後批判者は、少くとも本書の反論を

克明に明確にした点である。わが國の賃金決定において人効の影響が強いことはかねてから指摘されていてが、それが果してどの程度かを正面から分析する研究はみられなかつた。本書によればその影響範囲は、三公社五現業のぞくと雇用者の一四%に及ぶとされている。

以上に述べたように本書は、画期

的な労作であるが、労働組合的立場を貫いているためか、たとえば定年制の問題等についてはやや柔軟性を欠く主張のあることが気になった。とはいえたが、本書がこの分野の研究の一里塚としての意義をもつていることは疑いないことだといつてよい。

労働法学研究会 労使関係研究のパイオニア

会員募集

労使双方からなる民間最大・最高権威の研究会。

労働法・労働問題・雇用・賃金・経営・労務管理を中心にして、「今」のテーマをとりあげ労使参加のもとに全国で例会を開催。講師には本研究会ならではの最高の権威がまねかれ、高度な政策決定への具体的な実務案を検討致します。労使共通の研究・討論の場として、労務・人事担当者の育成機関として好評です。

●募集要項●

年間会費（一企業、事業所相当）
￥七二、〇〇〇
●本会は会員制であり、会員、事業所、労働組合、団体（個人も可）のそれぞれの単位で入会いただきます。入会はご希望の月から随時受け、年間単位でおはりいただきます。

総合労働研究所
東京都渋谷区代々木一ノ三八